#### 昇降機所有(管理)者の皆様へ

エレベータ―の閉じ込め対策について(お願い)

埼玉県危機管理防災部

# エレベーターの閉じ込め対策として、 エレベーター内に防災用品を設置しておきましょう!

- 〇 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本県を含め、全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生しました((一社)日本エレベーター協会調べ)。
- 平成21年9月から、エレベーターには「地震時管制運転装置」(地震時、自動的に最寄り階に着床し、一定時間後に戸を閉め運転を休止する装置)を付けることとされています。
- 〇 しかし、平成21年9月以前に設置したエレベーターやそれ以後に設置したエレベーターでも地震発生時の故障などで"エレベーターの閉じ込め"が発生する可能性があります。
- 〇 現在、首都直下地震の発生が懸念されています。大規模地震が発生した場合には、"エレベーターの閉じ込め"が発生する可能性が高く、救助には長い時間がかかります。
- そこで、救助が来るまでエレベーター内で長時間過ごさなければならないことを想定し、簡易トイレや保存水・保存食、ライト、ラジオなどの防災用品をあらかじめエレベーター内に設置しておきましょう。

### **<エレベーター用防災用品の設置例>**



≪防災椅子≫平時:椅子+備蓄庫⇒災害時:トイレ 収納されているトイレ用品を組み合わせることで、 衛生的な移動式トイレとして使用可能 ≪防災キャビネット内容例≫ ラジオ、非常用飲料水、ライト、 簡易トイレ、ホイッスルなど

#### お問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災部 危機管理課 普及啓発担当

電話:048-830-8148 FAX:048-830-8129

〈参考〉

## エレベーター内に防災用品が"ない時"と"ある時"の違い

(コクヨS&T株式会社 ホームページから)

